

令和 年 月 日

徳之島町長 様

団体の名称.....

代表者住所.....

代表者氏名.....※署名又は記名押印

令和8年度 徳之島町健康づくり活動助成金交付申請書（スポーツ少年団・部活動以外用）

標記について助成金の交付を受けたく、下記のとおり徳之島町健康づくり活動助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定により申請します。

記

1. 活動団体情報

設立（活動開始）年月	年 月	所属	※協会等に参加している場合（例・徳之島町文化協会）
団体構成員	※代表者を含む構成員の氏名を記入し、徳之島町民は氏名を○で囲む。 ※枠が不足する場合は、構成員名簿（居住市町村名を記載）を別途提出する。		
主な活動内容：			
主な活動場所：			
主な活動日時： 日・月・火・水・木・金・土 ※あてはまる全てに○ 午前 ・ 午後時.....分から.....時.....分まで			
直近2ヶ月の活動状況（台風等の天候不良又は大型連休などの期間を除く）：			
(1)年.....月 ※場所が同じ場合は②以降「〃」で可。			
①月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
②月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
③月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
④月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
(2)年.....月			
①月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
②月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
③月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
④月 日、.....時.....分～.....時.....分頃、場所：.....			
【確認事項】内容を確認のうえ□にチェックをつけてください。			
☐ 主な活動資金として、他の助成金等の交付を受けていない。			

- ☐ 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動を行っていない。

☐ 団体及び構成員が徳之島町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第4号から第7号までに掲げる者に該当しない。

☐ 申請日時点で1年以上の活動実績がある。

☐ 構成員の過半数が徳之島町民である。

※ 枠が不足する場合は、別紙（任意形式）をお使いください。

※ 内容審査に際し、必要に応じて活動状況等を確認する場合があります。

2. 助成金申請額

金 _____ 円（ 限度額 30,000円 ）

3. 助成金申請額の積算根拠

積算根拠がわかる書類（任意形式）又は支出見積書（別紙1）を提出してください。交付決定以降の支出が助成の対象となります。

4. 助成金の交付要件に係る承諾について

○徳之島町健康づくり活動助成金交付要綱（第4条・第7条関係）

（1）町広報紙及び公式ウェブサイト等において活動内容等を紹介する。

（2）代表者又は指導者、構成員等のうち1名以上が、徳之島地区消防組合が実施する「普通救命講習（3時間コース）」を受講する。ただし、申請書提出年度の末日時点で、有効期間内の「普通救命講習修了証」を所持している場合は、受講したものとみなす。

（3）受講者が複数の活動団体に所属している場合において、受講者1名につき申請を行うことができる活動団体は1団体とする。

上記（1）（2）（3）について、承諾< します。 ・ できません。 >

※承諾欄のいずれかを「○」で囲ってください。

5. 本申請にかかる連絡先等

電話番号： — —

< 代表者 ・ 代表者以外（氏名： ） >

< 自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先（勤務先名称： ） >

※平日の日中に応対が可能な番号を記入願います。

支出見積書

	内 容	数量	単位	単 価	合計金額(税込)
1				円	円
2				円	円
3				円	円
4				円	円
5				円	円
6				円	円
7				円	円
8				円	円
9				円	円
				合計金額(税込)	円

※ 1. 【対象費目】外部講師謝金、消耗品費(熱中症予防のためのアメや飲物を含む。)、印刷費、修繕費、材料費、通信運搬費、広告料、会場使用料、機材等の賃借料、その他活動に必須な備品購入費であって、活動団体において管理されるもの

【対 象 外】監督等指導者への謝金、旅費、燃料費、レンタカー代、食事・弁当・盛皿代、アルコール類等

※ 2. 交付決定以降の支出が助成の対象となります。

※ 3. 積算根拠に係る見積書等の合計金額において、限度額の30,000円を超えた額又は限度額以内の合計金額に1,000円未満の端数が生じた額、その端数の金額については活動団体の自己負担となります。

※ 4. 助成金は団体若しくは代表者名義の口座への振込となります。

※ 5. 地域活性化のため、可能な限り町内事業者から購入してください。

※ 6. 同じ種類の物品等は、まとめて記入することも可能です。

町 税 等 納 入 確 認 書

私（代表者）は、徳之島町健康づくり活動助成金交付申請書への添付書類である「町税等納入確認書」の確認作業を $\left(\begin{array}{l} 1. \text{ 徳之島町健康増進課へ委任} \\ 2. \text{ 申請者本人で実施} \end{array} \right)$ します。

※1又は2いずれかに「○」を記入してください。

なお、委任した場合において納入確認ができない場合には、返却を求めたうえで、申請者本人で再度確認します。

申請・委任日： 令和 年 月 日

申請者 住所： _____ 電話番号 _____
(代表者)

申請者氏名（代表者）	配 偶 者 等 氏 名（続 柄）	
⑩	()	()
	()	()
	()	()

上記の者について、町税及び各種使用料並びに分担金の滞納がないことを確認願います。

証 明 課 名	担当確認(印)	証 明 課 名	担当確認(印)
総 務 課		耕 地 課	
介 護 福 祉 課 (介護保険料) (保 育 料)		農 林 水 産 課	
健 康 増 進 課 (後期高齢者医療保険料)		建 設 課 (住 宅 使 用 料) (下水道使用料)	
税 務 課		学 校 教 育 課	
水 道 課			

※納入確認を本人で実施する場合は、お手数ではございますが上欄各課において確認依頼をお願いします。